

# 令和3年度 保険料率について

# 目次

- 令和3年度 健康保険料率について ..... P 1
- 令和3年度 千葉支部健康保険料率について ..... P 4
- 令和3年度 介護保険料率について ..... P 12

# 令和3年度 健康保険料率について

令和3年度の健康保険料率については、運営委員会での議論や各支部評議会の意見を踏まえて、令和2年12月18日開催の運営委員会において、以下のとおりとなった。

- ・ 平均保険料率 ……令和3年度の平均保険料率については10%を維持
- ・ 保険料率の変更時期 ……令和3年4月納付分
- ・ インセンティブ制度 ……新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、評価方法を変更

令和2年12月18日  
第108回運営委員会資料より抜粋

## 令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部 (13支部)	※ ( ) は今年の支部数
意見の提出あり	41支部 (34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部 (21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部 (7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部 (2支部)	
④ その他 (平均保険料率に対する明確な意見なし)	3支部 (4支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分 (3月分) 以外の意見はほぼなし。

## 令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

### 1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないか。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

### 2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

## インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について

○ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正し、インセンティブ分保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げることに付いて、前回（令和2年11月25日）の運営委員会です承された。

《インセンティブ制度にかかる令和元年度実績の評価方法》

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価 (加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。)
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

# 令和3年度 千葉支部健康保険料率について

令和3年度の健康保険料率は令和元年度のインセンティブ制度の実績が反映されることとなるため、平均保険料率を10%に据え置いた場合、令和3年度の千葉支部保険料率は**9.79%**となり、令和2年度から0.04%の増となる。なお、令和3年度の最高保険料率は10.68%、最低保険料率は9.50%となる。

※震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和3年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

## 【千葉支部保険料率の推移について】

	H21	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
千葉支部保険料率	-	8.17%	9.31%	9.44%	9.93%	9.93%	9.93%	9.97%	9.93%	9.89%	9.89%	9.81%	9.75%	<b>9.79%</b>
前年からの増減	-	▲0.03%	1.14%	0.13%	0.49%	0.00%	0.00%	0.04%	▲0.04%	▲0.04%	0.00%	▲0.08%	▲0.06%	<b>0.04%</b>
全国平均	8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	<b>10.00%</b>

※平成21年9月より都道府県単位保険料率が導入された

## 【今後の主なスケジュールについて】

- 1月15日……千葉支部評議会（本日）→（終了後）これまでの評議会での議論を踏まえた支部長意見を提出
- 1月26日……運営委員会 →（終了後）都道府県単位保険料率変更について国へ認可申請
- 2月中旬 ……保険料率変更についての認可（予定）
- 2月下旬～ ……令和3年度保険料率に関する広報の実施

### 《参考》健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

# 令和3年度の千葉支部健康保険料率の内訳等について

## ○千葉支部保険料率の内訳について

(単位：%)

	医療給付費の 所要保険料率 (調整前) ①	調整		医療給付費の 所要保険料率 (調整後) ①+②+③	後期高齢者支援金等の 所要保険料率 (全支部一律) ④	所要保険料率 (インセンティブ反映前) ①+②+③+④	前々年度 精算分 ⑤	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映前) ①+②+③+④+⑤	インセンティブ分 ⑥	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映後) ①+②+③+④+⑤+⑥
		年齢調整 ②	所得調整 ③							
千葉	5.03	▲ 0.11	0.16	5.08	4.71	9.79	▲ 0.001	9.79	0.007	9.79
R2	4.98	▲ 0.10	0.16	5.05	4.73	9.78	▲ 0.032	9.75	0.004	9.75
全国	5.29	-	-	5.29	4.71	10.00	-	10.00	-	10.00
R2	5.27	-	-	5.27	4.73	10.00	-	10.00	-	10.00

※都道府県単位保険料率については小数点第3位で端数処理を行うこととされているため(健康保険法施行規則)、インセンティブ反映前後で保険料率は変わらない « 反映前 9.787...% → 反映後 9.794...% »

## ○保険料率算定のための基礎データについて

### 【医療給付費について(①~③)】

	加入者一人当たり 医療給付費 (年度平均) (円)	千葉			全国		
		加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)	加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)
計 (前年度比)	127,289 (0.005)	100.3 (▲0.008)	1,252 (0.001)	24,891 (▲0.008)	4,101 (▲0.008)	52,198 (▲0.003)	985,845 (▲0.008)
R2算定時	126,648	101.2	1,250	25,102	4,135	52,363	993,743
年齢階級別 (歳)	0~4	182,733	4.5		191.3		
	5~9	87,900	5.1		216.1		
	10~14	70,084	5.4		226.2		
	15~19	57,666	5.9		241.5		
	20~24	52,539	6.4		268.8		
	25~29	65,731	6.3		272.7		
	30~34	75,834	7.0		297.8		
	35~39	82,207	7.9		333.1		
	40~44	92,278	9.2		382.3		
	45~49	111,258	10.6		410.0		
	50~54	141,754	8.8		343.3		
55~59	180,200	7.3		308.1			
60~64	226,414	7.0		289.9			
65~69	286,723	5.4		203.9			
70~74	406,509	3.4		115.8			

- ①医療給付費の所要保険料率 = 医療給付費(支部) ÷ 支部総報酬額
- ②年齢調整額 = [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)] - [一人当たり医療給付費(年齢階級別) × 支部加入者数(年齢階級別)の合計]
- ③所得調整額 = [医療給付費(全国計) × 総報酬按分率] - [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)]
- 総報酬按分率 = 支部総報酬額 ÷ 全国計総報酬額

### 【後期高齢者支援金等について(④)】

	R3	R2
共通料率 [ A + B - C ]	4.71 %	4.73 %
A : 第2号保険料率(後期高齢者支援金等の拠出金)	3.99 %	3.89 %
B : 第3号保険料率(協会の業務経費、準備金積立等)	0.74 %	0.87 %
C : 収入等の率	0.03 %	0.03 %

- A = [現金給付費、拠出金(前期・後期高齢者納付金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- B = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- C = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

### 【前々年度精算分について(⑤)】

令和元年度精算分(R3保険料率に反映)	2,700万円
平成30年度精算分(R2保険料率に反映)	8億600万円

### 【インセンティブ分について(⑥)】

	順位	加算額	減算額	合計
令和元年度実績(R3保険料率に反映)	47位	1.7億円	-	1.7億円

「参考」各支部の令和3年度都道府県単位保険料率について（暫定版）

[保険料率別の支部数]

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
<b>9.79</b>	<b>2</b>
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

[前年度からの変化分]

令和2年度保険料率からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
<b>+0.04</b>	<b>+60</b>	<b>4</b>
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

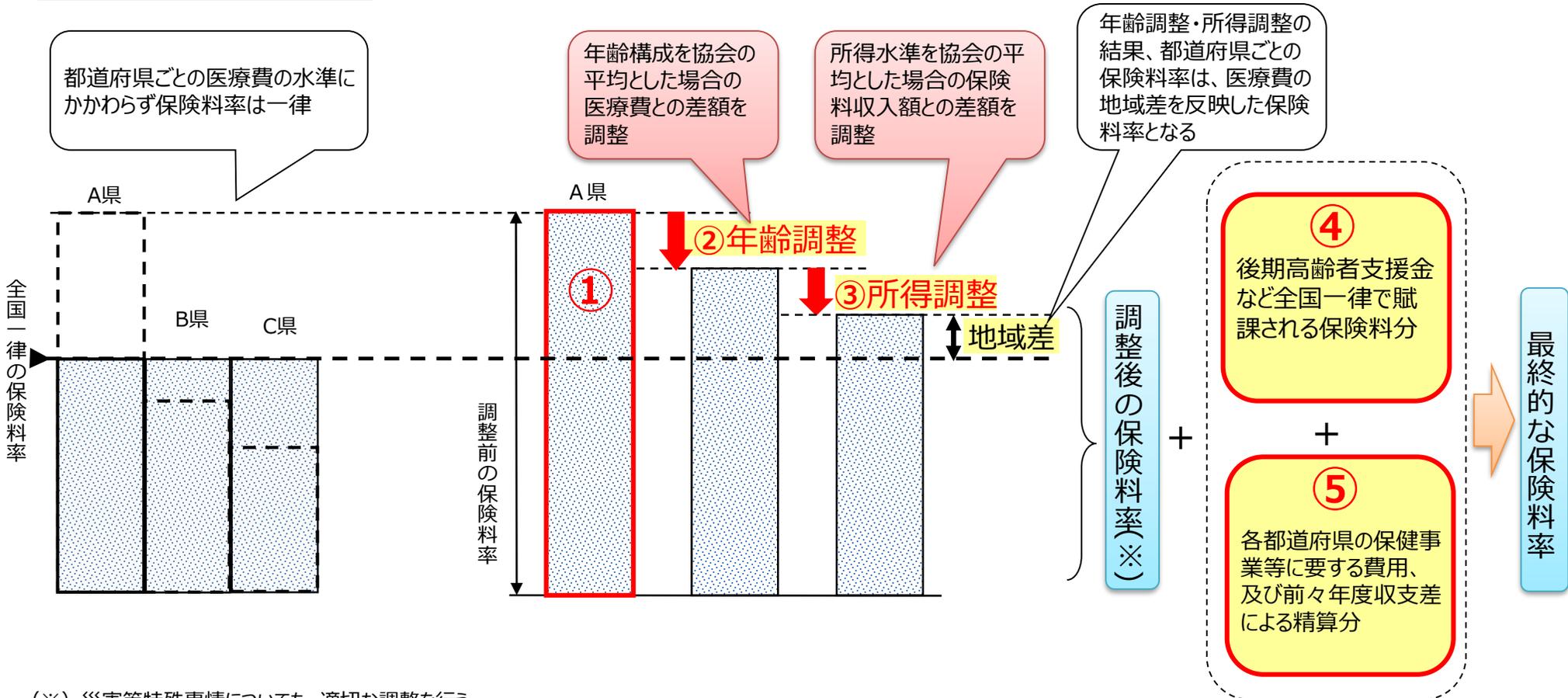
# 「参考」都道府県単位保険料率の算定について

## ○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率  
(平成20年9月まで)

都道府県単位保険料率 (平成20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



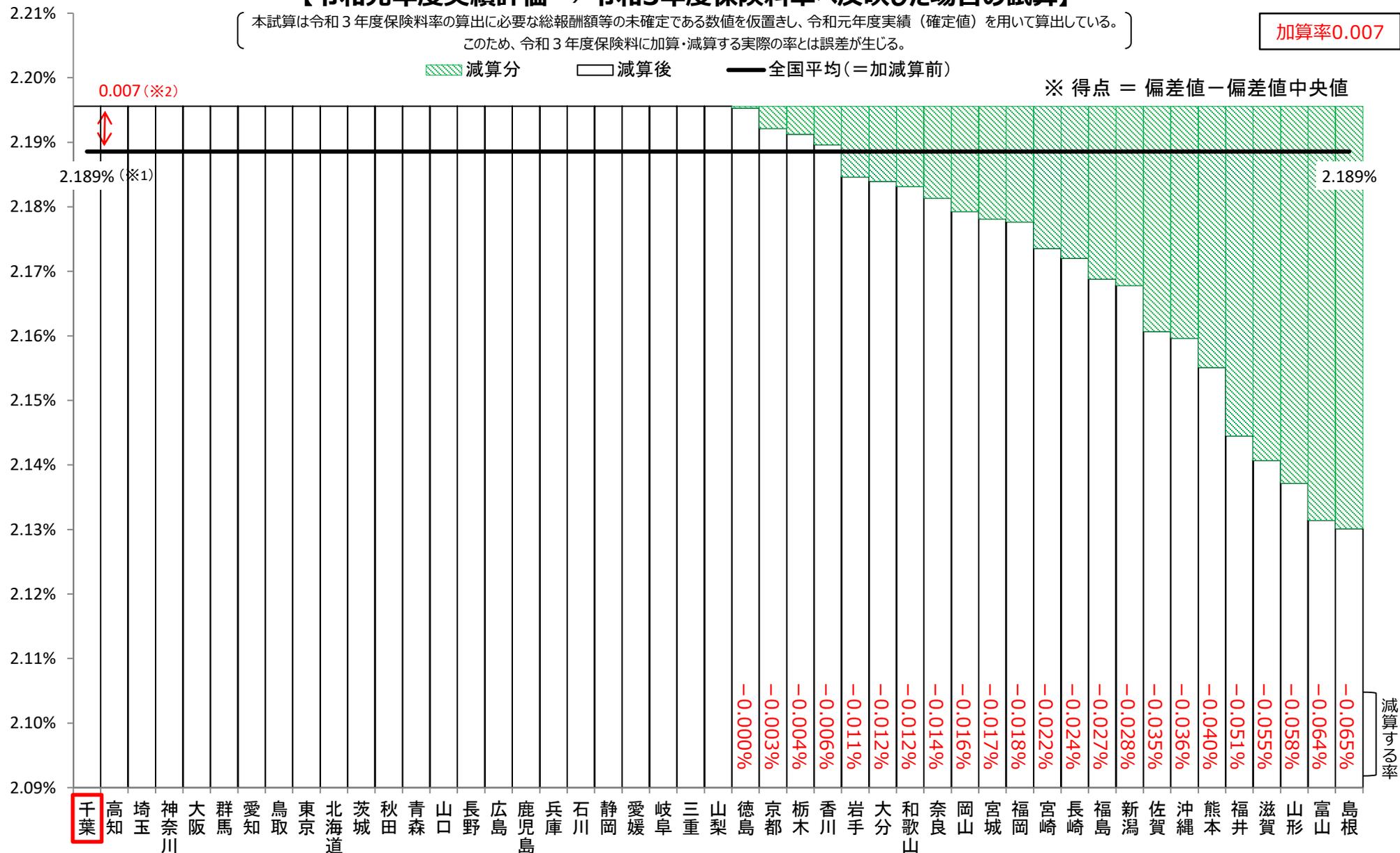
(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

# 「参考」令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

## 【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔 本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。  
 このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。 〕

加算率0.007

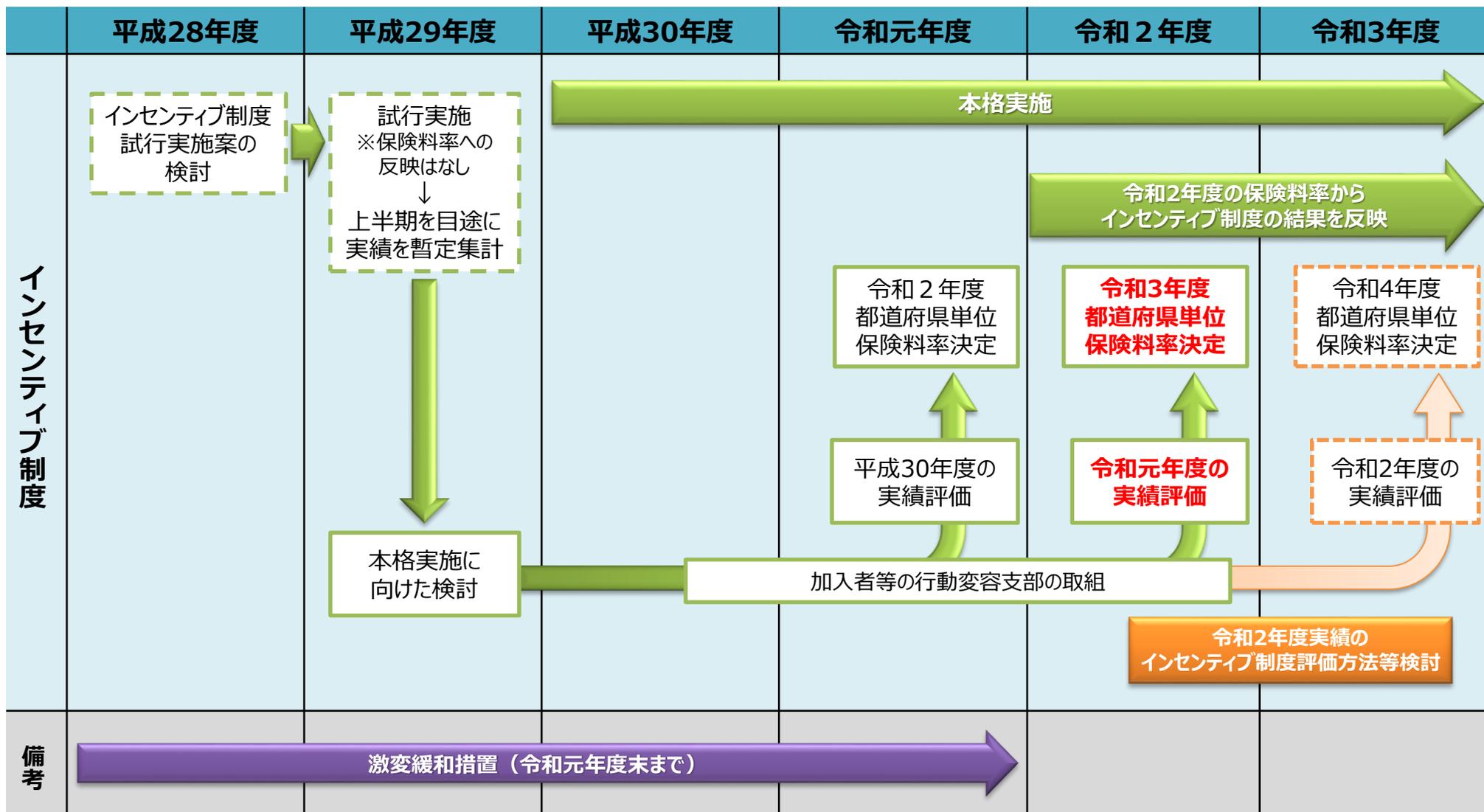


※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

## 「参考」インセンティブ制度について

インセンティブ制度は、平成29年度に試行実施された。（試行実施の段階では保険料率への反映はしない。）  
平成30年度から本格実施され、令和2年度以降はその結果が都道府県単位保険料率に反映されている。



## 協会けんぽの収支見込（医療分）について

**令和3年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（薬価改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は2,900億円、令和3年度末時点の準備金残高は4兆2,000億円が見込まれます。**

### 【収入について】

収入について、収入総額は令和2年度（決算見込み）から3,900億円の増加となる見込みです。これは、政府予算案を踏まえると、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が4,200億円増加する見込みとなること等によるもの。

### 【支出について】

支出について、支出総額は令和2年度（決算見込み）から6,200億円増加する見込みです。これは、主に、加入者数や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることによるものです。

## 【協会けんぽの収支見込（医療分）】

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     拠出金等対前年度比                      + 272 } + 443                      + 172 }                      ▲ 0                 </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	OR3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 令和3年度 介護保険料率について

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和3年度の介護納付金の金額や令和2年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和3年度の介護保険料率は、令和2年度の介護保険料率1.79%よりも0.01%上昇し、1.80%となります。
- なお、介護納付金については、令和3年度は1兆500億円の見込みであり、令和2年度から200億円増加する見込みです。これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額（令和元年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：▲1,000億円）の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加に加え、介護報酬改定（+0.7%）の影響があったこと等により増加したこと等によるものです。

## 【介護保険料率の算出方法について】

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40～64歳）の総報酬額の見込み}}$$

〔参考〕健康保険法第160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

## 【介護保険料率の推移について】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
介護保険料率 (全国一律)	1.13 %	1.19 %	1.50 %	1.51 %	1.55 %	1.55 %	1.72 %	1.58 %	1.58 %	1.65 %	1.57 %	1.73 %	1.79 %	<b>1.80 %</b>
前年からの増減		0.06 %	0.31 %	0.01 %	0.04 %	0.00 %	0.17 %	▲0.14 %	0.00 %	0.07 %	▲0.08 %	0.16 %	0.06 %	<b>0.01 %</b>

## 【協会けんぽの収支見込（介護分）】

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80%  納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。